



埼玉県報

第446号
令和5年(2023年)
9月8日
金曜日

目次

告示

- 埼玉県自動車税(種別割)等コンビニエンスストア等収納代行業務委託に関する入札公告(税務課)
- 令和5年度砂利採取業務主任者試験の実施(環境政策課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 九郷阿保領用水土地改良区の役員就退任届(本庄農林振興センター)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施(用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了(用地課)
- 犯罪統計業務支援システム開発業務委託に関する落札者等の公示(会計課)
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 県道礼羽騎西線の区域の変更(行田県土整備事務所)
- 選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会)
- 裁決手続開始の決定(収用委員会事務局)

告 示

埼玉県告示第九百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県自動車税（種別割）等コンビニエンスストア等収納代行業務委託
3,768,416件

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和5年12月1日（金）から令和9年3月17日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部税務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、1件当たりの単価（小数点第2位まで）を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約単価（収納1件当たりの税抜単価）を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務」のA等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類：その他業務、小分類：コンビニエンスストア収納代行業務」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 入札参加申請日から過去2年の間に、都道府県若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市又はこれらと同程度の人口規模を有する自治体において、地方税又は公共料金のコンビニエンスストア等収納代行業務を2回以上誠実に履行した実績を有する者であること。
- (6) 入札説明書及び仕様書に定めるコンビニエンスストア等の利用が可能な者であること。
- (7) I S M S 認証又はプライバシーマークの認証を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課納税・管理担当 宇都野 電話048-830-7606（直通） 電子メールa2640-03@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年10月27日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年10月26日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年10月26日（木）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部税務課 令和5年10月27日（金）午前10時20分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約単価に予定数量3,768,416件を乗じた金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算して得た金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量3,768,416件を乗じた金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算して得た金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号から第4号までの規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年10月5日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 5 年 9 月 20 日 (水) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

Item Name: Receiving Agent for Saitama Prefecture Automobile and Other Tax Payments at Convenience Stores etc.

(1) Nature and Quantity of Services Required

Processing of Payments and Data for Automobile Tax, Sole Proprietorship Tax, and Real Estate Acquisition Tax Paid Via Convenience Stores or Smartphone Payment Applications (Data Volume: 3,768,416 items)

(2) Deadline for Submission

By Registered Mail or in Person: 5pm, Thursday October 26, 2023

By Electronic Bidding System: 10am, Friday October 27, 2023

(3) Contact Information

Tax Payment and Management Group

Taxation Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

3-15-1 Takasago, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Phone: 048-830-7606

告 示

埼玉県告示第九百八十一号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和五年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和五年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 試験期日

令和五年十一月十日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター大会議室C

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、令和五年九月八日（金）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

令和五年九月二十五日（月）から十月十日（火）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県環境部環境政策課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書に貼り付けて納付すること。

六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

告示

埼玉県告示第九百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス野火止店

埼玉県新座市野火止七丁目三千二百六十三番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和六年四月三十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百八十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九二・七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和五年八月二十九日

二 縦覧期間

令和五年九月八日から令和六年一月八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年九月八日から令和六年一月八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	櫻澤 晃	埼玉県児玉郡神川町大字植竹六百四十一番地五
同	竹内 房夫	同 本庄市児玉町保木野四百三十二番地一
同	高橋 孝	同 児玉町八幡山六百二十八番地九
同	眞尾 文夫	同 児玉町蛭川百九十六番地
同	山本 道雄	同 児玉町入浅見九百二十六番地一
同	新井 富夫	同 児玉町上真下四百四十二番地
同	鈴木 恵久	同 今井千百六十六番地七
同	萩原 満	同 北堀二百三十四番地一
同	杉田 康隆	同 四方田百七十八番地
同	大沢 靖弘	同 児玉郡神川町大字八日市百三十番地
同	小井戸 英夫	同 同 小浜五百七十五番地
同	高田 英夫	同 同 元阿保五百九十番地
同	小暮 孝之	同 上里町大字大御堂七百六番地三
同	相川 均	同 同 長浜千二百九十三番地
同	金井 明人	同 同 五明九百五十六番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	櫻澤 晃	埼玉県児玉郡神川町大字植竹六百四十一番地五
同	竹内 房夫	同 本庄市児玉町保木野四百三十二番地一
同	高橋 孝	同 児玉町八幡山六百二十八番地九
同	分須 政士	同 児玉町蛭川百八十九番地一
同	鈴木 栄一	同 児玉町下真下六百九十番地二十
同	新井 富夫	同 児玉町上真下四百四十二番地
同	鈴木 恵久	同 今井千百六十六番地七
同	萩原 満	同 北堀二百三十四番地一

同	同	同	同	同	同	理事
金	坂	堀	荒	岡	金	杉
井	本	込	木	野	井	田
明	隆	正	武	光	眞	康
人	範	義	昭	雄	澄	隆
同	同	同	同	同	同	埼玉県本庄市四方田百七十八番地
同	同	同	同	同	同	児玉郡神川町大字八日市百二十一番地
同	同	上里町	同	同	同	同
同	同	大字	同	同	同	同
同	同	大御堂	同	同	同	同
同	同	五十二番地	同	同	同	同
同	同	長浜	同	同	同	同
同	同	千四百四十一番地	同	同	同	同
同	同	一	同	同	同	同
同	同	五明	同	同	同	同
同	同	九百五十六番地	同	同	同	同

告 示

埼玉県告示第九百八十四号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十五号

測量計画機関である毛呂山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

毛呂山町

二 作業種類

公共測量（数値撮影）

三 作業地域

毛呂山町全域

四 作業期間

令和五年九月一日から令和六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十六号

測量計画機関である蕨市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

蕨市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

蕨市全域

四 作業期間

令和五年十月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百八十七号

令和五年埼玉県告示第八百三十四号で公示した公共測量は、令和五年八月十七日終了した旨測量計画機関である本庄市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月八日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第九百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

犯罪統計業務支援システム開発業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年7月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社グランドユニット 東京都台東区浅草橋3丁目19番4号ピノチオビル
5階

5 落札金額

64,350,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年5月30日

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

新 B	旧 新 A	旧 新 別
羽生市大字桑崎三九二番一地先から 同市大字本川俣七五〇番一地先まで	羽生市大字下岩瀬五三六番四地先か ら 同市北二丁目七三三番六地先まで	区 間
一七・〇〇〃 四〇・四一	八・四四〃 三三・一七	敷地の幅員 (メートル)
一八七二・四四	二七九一・二六	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年九月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 礼羽騎西線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
加須市礼羽五二四番地先から 同市礼羽五五九番二地先まで		区 間
九・九六〇 一一・二九	八・五二〇 八・六三	敷地の幅員 (メートル)
四三・〇二		(メートル) 延 長
		備 考

告 示

埼玉県選挙管告示第六十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年九月八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 日時 令和五年九月十二日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 埼玉県議会議員一般選挙における当選の効力に関する訴訟の提起について
イ その他

告 示

埼玉県収用委員会告示第三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和五年九月八日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和五年度第二号

二 起業者の名称及び所在地

東日本高速道路株式会社 代表取締役社長 由木 文彦

東京都千代田区霞が関三丁目三番二号

三 事業の種類

草加都市計画道路事業一・三・二号高速外環状道路

四 裁決手続の開始を決定した土地

所在 埼玉県八潮市大字八條字入谷

地番 五百五番一

地目 登記簿 田

現 況 雑種地

地積 登記簿 千百三十九平方メートル

実 測 千百三十九・一五平方メートル

五 土地所有者の名称及び所在地

株式会社H・Sホールディングス 代表取締役 播磨 義人

東京都清瀬市旭が丘六丁目九百四十一番地五十七

六 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利の種類

株式会社TOBURIサイクル 代表取締役 上野 明

埼玉県八潮市大字八條千六百十番九ミノルビル二〇二号室

使用借権

七 裁決手続の開始を決定した日

令和五年九月六日